

令和 3 年

第 2 回柳泉園組合議会定例会議録

令和 3 年 7 月 7 日開会

柳泉園組合議会

令和3年第2回柳泉園組合議会定例会会議録目次

○議事日程	1
○出席議員	1
○関係者の出席	1
○事務局・書記の出席	2
○開 会	2
・仮議席の指定	2
・選挙第1号	2
・指定第2号	3
・選挙第2号	6
・会期の決定	6
・会議録署名議員の指名	7
・選任第1号	8
・諸般の報告	8
・行政報告	9
・議案第11号（上程、説明、採決）	3 2
・廃棄物等処理問題特別委員会報告	3 4
○閉 会	3 4

令和3年第2回

柳泉園組合議会定例会会議録

令和3年7月7日 開会

議事日程

1. 仮議席の指定
 2. 選挙第1号 議長の選挙
 3. 指定第2号 議席の指定
 4. 選挙第2号 副議長の選挙
 5. 会期の決定
 6. 会議録署名議員の指名
 7. 選任第1号 廃棄物等処理問題特別委員会委員の選任
 8. 諸般の報告
 9. 行政報告
 10. 議案第11号 柳泉園組合監査委員の選任について
(廃棄物等処理問題特別委員会 開催)
 11. 廃棄物等処理問題特別委員会報告
-

1 出席議員

1番 島崎 孝	2番 沢田 孝康
3番 村山 順次郎	4番 後藤 ゆう子
5番 小林 たつや	6番 遠藤 源太郎
7番 鈴木 たかし	8番 小西 みか
9番 佐々木 あつ子	

2 関係者の出席

管理者	並木 克巳
副管理者	渋谷 金太郎
副管理者	池澤 隆史
助 役	鹿島 宗男

会計管理者	廣瀬明子
清瀬市市民環境部長	高見澤進吾
東久留米市環境安全部長	下川尚孝
西東京市みどり環境部長	青柳元久

3 事務局・書記の出席

総務課長	米持 讓
施設管理課長	濱田伸陽
技術課長	濱野和也
資源推進課長	横山雄一
書記	近藤修一
書記	上里直樹
書記	八角秀亮
書記	田中佐知

午前10時00分 開会前

○書記長（助役、鹿島宗男） 議長及び副議長が改選に伴い、共に不在となっておりますので、地方自治法第107条の規定により、年長の議員ということで遠藤源太郎議員に臨時議長として会議の進行をお願いいたしたいと思っております。

よろしく願い申し上げます。

午前10時00分 開会

○臨時議長（遠藤源太郎） 定足数に達しておりますので、ただいまより令和3年第2回柳泉園組合議会定例会を開会いたします。

地方自治法第121条の規定により、管理者をはじめ関係者の出席を求めています。

○臨時議長（遠藤源太郎） 「日程第1、仮議席の指定」を行います。

仮議席は、ただいま御着席の議席といたします。

○臨時議長（遠藤源太郎） 「日程第2、選挙第1号、議長の選挙」を議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（遠藤源太郎） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、代表委員において指名することといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（遠藤源太郎） 異議なしと認めます。よって、西東京市代表委員であります後藤ゆう子議員にお願いいたします。

○4番（後藤ゆう子） 議長に清瀬市議会選出の鈴木たかし議員を指名いたします。

○臨時議長（遠藤源太郎） お諮りいたします。ただいま代表委員において指名をされた鈴木たかし議員を議長の当選人と定めることに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（遠藤源太郎） 異議なしと認めます。よって、ただいま御指名いただきました鈴木たかし議員が議長に当選いたしました。

ここで、会議規則第31条第2項の規定により、告知をいたします。

当選の承諾及び御挨拶をお願いいたします。

○7番（鈴木たかし） ただいま当選人として御指名いただきました清瀬市議会の鈴木たかしでございます。公平、公正で円滑な議事運営に議長として務めを果たしてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○臨時議長（遠藤源太郎） それでは、暫時休憩といたします。

午前10時02分 休憩

午前10時03分 再開

○議長（鈴木たかし） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

○議長（鈴木たかし） 「日程第3、指定第2号、議席の指定」を議題といたします。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長においてただいま御着席のとおり指定をいたします。

ここで、関係市の議会人事の改選に伴い、本日、柳泉園組合議会議員として新たに選任された方も御出席されておりますので、議員各位の自己紹介をお願いいたしたいと思ます。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木たかし） 御異議ないようですので、自己紹介をお願いいたします。

まず最初に、私から自己紹介をいたします。清瀬市議会の鈴木たかしでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、1番議員の島崎孝議員から順次お願いいたします。

○1番（島崎孝） 東久留米市議会の島崎孝と申します。よろしくお願いいたします。

○2番（沢田孝康） 東久留米市議会の沢田孝康でございます。所属会派は公明党でございます。よろしくお願いいたします。

○3番（村山順次郎） 東久留米市議会の村山順次郎と申します。所属会派は日本共産党です。どうぞよろしくお願いいたします。

○4番（後藤ゆう子） 西東京市議会選出の後藤ゆう子です。所属会派は生活者ネットワークです。よろしくお願いいたします。

○5番（小林たつや） 西東京市議会の小林たつやです。所属会派は自由民主党です。よろしくお願いいたします。

○6番（遠藤源太郎） 改めまして、西東京市議会の遠藤源太郎と申します。所属会派は自由民主党に所属しております。どうぞよろしくお願いいたします。

○8番（小西みか） 清瀬市議会の小西みかと申します。所属会派は風・立憲・ネットです。よろしくお願いいたします。

○9番（佐々木あつ子） 清瀬市議会の佐々木あつ子と申します。所属会派は日本共産党です。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木たかし） ありがとうございます。

続きまして、鹿島助役より、特別職、関係市職員及び柳泉園組合職員の紹介をお願いいたします。

○助役（鹿島宗男） それでは、紹介をいたします。

初めに、柳泉園組合管理者、並木克巳東久留米市長でございます。

○管理者（並木克巳） 並木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○助役（鹿島宗男） 次に、副管理者、渋谷金太郎清瀬市長でございます。

- 副管理者（渋谷金太郎） よろしく申し上げます。
- 助役（鹿島宗男） 同じく副管理者、池澤隆史西東京市長でございます。
- 副管理者（池澤隆史） 池澤でございます。よろしくお願いいたします。
- 助役（鹿島宗男） 続きまして、廣瀬明子会計管理者でございます。
- 会計管理者（廣瀬明子） 廣瀬でございます。よろしくお願い申し上げます。
- 助役（鹿島宗男） 続きまして、関係市の担当部長を御紹介いたします。
- 清瀬市の高見澤市民環境部長でございます。
- 清瀬市市民環境部長（高見澤進吾） 高見澤でございます。よろしくお願いいたします。
- 助役（鹿島宗男） 東久留米市の下川環境安全部長でございます。
- 東久留米市環境安全部長（下川尚孝） 下川と申します。よろしくお願い申し上げます。
- 助役（鹿島宗男） 西東京市の青柳みどり環境部長でございます。
- 西東京市みどり環境部長（青柳元久） 青柳でございます。よろしくお願いいたします。
- 助役（鹿島宗男） 次に、柳泉園組合職員を御紹介いたします。
- 米持総務課長でございます。
- 総務課長（米持謙） 米持でございます。よろしくお願いいたします。
- 助役（鹿島宗男） 濱田施設管理課長でございます。
- 施設管理課長（濱田伸陽） 濱田でございます。よろしくお願いいたします。
- 助役（鹿島宗男） 濱野技術課長でございます。
- 技術課長（濱野和也） 濱野でございます。よろしくお願いいたします。
- 助役（鹿島宗男） 横山資源推進課長でございます。
- 資源推進課長（横山雄一） 横山でございます。よろしくお願いいたします。
- 助役（鹿島宗男） 議会の書記として、近藤庶務文書係長でございます。
- 庶務文書係長（近藤修一） 近藤でございます。よろしくお願いいたします。
- 助役（鹿島宗男） 同じく書記の上里庶務文書係主任でございます。
- 庶務文書係主任（上里直樹） 上里でございます。よろしくお願いいたします。
- 助役（鹿島宗男） 同じく書記の八角庶務文書係主任でございます。
- 庶務文書係主任（八角秀亮） 八角と申します。よろしくお願いいたします。
- 助役（鹿島宗男） 同じく書記の田中庶務文書係主事でございます。
- 庶務文書係主事（田中佐知） 田中と申します。よろしくお願いいたします。
- 助役（鹿島宗男） 最後になりますが、私、助役の鹿島と申します。どうぞよろしくお

願ひ申し上げます。

○議長（鈴木たかし） 以上で特別職等の紹介を終わります。ありがとうございました。

○議長（鈴木たかし） 「日程第4、選挙第2号、副議長の選挙」を議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木たかし） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することといたしたいと思ひます。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木たかし） 異議なしと認めます。

それでは、西東京市選出の小林たつや議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名をいたしました小林たつや議員を副議長の当選人と定めることに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木たかし） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名をいたしました小林たつや議員が副議長に当選をいたしました。

それでは、当選の告知をいたします。承諾及び御挨拶をお願いいたしたいと思ひます。小林たつや議員、よろしくお願ひいたします。

○5番（小林たつや） ただいま御指名をいただきました西東京市議会の小林たつやです。議長を支えて頑張りたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（鈴木たかし） ありがとうございました。

○議長（鈴木たかし） 「日程第5、会期の決定」を議題といたします。

このことにつきまして、5月19日に代表者会議が開催されておりますので、西東京市の代表委員でございます後藤ゆう子議員に報告を求めます。

○4番（後藤ゆう子） おはようございます。去る5月19日、代表者会議が開催され、令和3年第2回柳泉園組合議会定例会について協議しておりますので、御報告申し上げます。

す。

令和3年第2回柳泉園組合議会定例会の会期につきましては、7月7日、本日1日限り
といたします。

また、本日の日程といたしましては、お手元に既に御配付のとおりでございます。

まず、「日程第7、選任第1号、廃棄物等処理問題特別委員会委員の選任」を行います。

次に、「日程第8、諸般の報告」は、書面配付をもつての報告といたします。

次に、「日程第9、行政報告」を行い、行政報告に対する質疑をお受けいたします。

次に、議案審議に入り、「日程第10、議案第11号、柳泉園組合監査委員の選任につ
いて」を上程し、採決いたします。本件は、議会選出の監査委員の選任についての同意を
諮るものです。

議案第11号の採決後、暫時休憩として、この休憩中に廃棄物等処理問題特別委員会を
開催いたします。特別委員会では、委員長及び副委員長の互選等を審議いたします。

委員会終了後、本会議を再開し、「廃棄物等処理問題特別委員会報告」を委員長より行
っていただきます。委員会報告の終了後、閉会いたします。

以上が代表者会議の決定事項でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（鈴木たかし） 報告が終わりました。

これより代表委員報告に対する質疑に入ります。質疑のある方は挙手にてお願いいたし
ます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木たかし） 質疑なしと認めます。以上をもって代表委員報告に対する質疑を
終結いたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、代表委員御報告のとおり本日1日限りとし、日
程表のとおりといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木たかし） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日とし、日程表のと
おりとすることに決しました。

○議長（鈴木たかし） 「日程第6、会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第92条の規定により、議長において次の2名を指名いた
します。

第8番、小西みか議員、第9番、佐々木あつ子議員、以上のお二方をお願いいたします。

○議長（鈴木たかし） 「日程第7、選任第1号、廃棄物等処理問題特別委員会委員の選任」を議題といたします。

お諮りいたします。廃棄物等処理問題特別委員会委員の選任につきましては、柳泉園組合議会特別委員会条例第3条の規定により、議長において指名したいと思いますので、これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木たかし） 異議なしと認めます。よって、議長において指名をいたします。

島崎孝議員、沢田孝康議員、小林たつや議員、遠藤源太郎議員、私、鈴木たかし、小西みか議員、佐々木あつ子議員、以上7名の議員を新たに廃棄物等処理問題特別委員会委員に選任をいたします。これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木たかし） 異議なしと認めます。よって、以上の皆様を廃棄物等処理問題特別委員会委員に選任することと決しました。

○議長（鈴木たかし） 「日程第8、諸般の報告」を行います。

諸般の報告に関しましては、お手元に御配付いたしております書類に記載のとおりでございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（鈴木たかし） ここで、管理者より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○管理者（並木克巳） 本日、令和3年柳泉園組合議会第2回定例会の開催にあたり、議長のお許しをいただきまして、一言御挨拶を申し述べさせていただきます。

議員の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置が取られていることに加え、それぞれお忙しい中、本日の定例会に御出席いただきまして、厚く御礼申し上げます。

本日の定例会におきましては、行政報告の中で2月から4月までの主な事務事業につきまして御報告させていただきます。また、1件の議案を提案させていただいております。御審議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、第2回定例会の開会にあたりまして、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木たかし） 「日程第9、行政報告」を行います。

○助役（鹿島宗男） それでは、行政報告をいたします。

今回の行政報告につきましては、令和3年2月から4月までの3か月間の柳泉園組合における事業運営等についての御報告でございます。

初めに、1ページの総務関係でございます。

1、庶務について、(1)事務の状況でございますが、まず、令和3年第1回定例会の議事日程(案)等について協議するため、2月10日に事務連絡協議会、同月12日に管理者会議を開催いたしました。また、令和3年第1回臨時会の議事日程(案)等について協議するため、3月24日から同月30日にかけて、持ち回りや資料配付という形で管理者会議及び事務連絡協議会を開催いたしました。

3月1日及び4月16日には、情報公開に係る不服申立てについて審査するため、情報公開審査会を開催いたしました。

2月18日及び3月18日には、柳泉園組合における地球温暖化対策について協議するため、地球温暖化対策推進検討委員会を開催いたしました。

続きまして、2ページの2、見学者についてでございますが、表1に記載のとおりでございます。

次に、3、ホームページについてでございますが、表2に記載のとおりでございます。

次に、4、ごみ処理手数料の収入状況でございますが、表3に記載のとおりでございます。

次に、3ページの5、監査についてでございますが、2月9日に令和2年10月から12月までの分の例月出納検査を実施していただきました。また同日に、財務監査として契約状況等について監査していただくとともに、労働安全衛生委員会の活動内容についての行政監査を実施していただきました。

次に、6、契約状況につきましては、今期は工事契約2件と委託契約6件の契約を締結しております。詳細につきましては行政報告資料に記載してございます。御参照いただきたいと思います。

続きまして、ごみ処理施設関係でございます。

初めに、1、ごみ及び資源物の搬入状況でございます。

今期における関係市のごみの総搬入量は、4ページの表4-1に記載しておりますとおり1万7,125トンでございます。これは昨年同期と比較しまして、143トン、0.8%の増加となっております。

内訳といたしましては、可燃ごみは4ページの表4-2に記載しておりますとおり1万5,053トンで、昨年同期と比較しまして、153トン、1.0%の増加となっております。

なお、4月から広域支援といたしまして、可燃ごみ処理施設を建て替え中の小平・村山・大和衛生組合から254トンの可燃ごみを受け入れております。

不燃ごみは5ページの表4-3に記載しておりますとおり1,744トンで、昨年同期と比較しまして、103トン、5.6%減少しております。

粗大ごみは表4-4に記載しておりますとおり328トンで、昨年同期と比較しまして、93トン、39.6%の増加となっております。

なお、関係市別、月別の各ごみの搬入量の内訳といたしましては、4ページの表4-1から5ページの表4-4に記載のとおりでございます。

次に、6ページの表4-5でございますが、1人1日当たりのごみの原単位を表示してございます。

続きまして、表5-1及び7ページの表5-2は、有害ごみの搬入状況を表にまとめたものでございます。

続きまして、表5-3につきましては、動物死体の搬入状況でございます。

続きまして、8ページの表6は、資源物の搬入状況をまとめたものでございます。今期の総搬入量は1,271トンで、昨年同期と比較しまして、31トン、2.4%の減少となっております。

次に、2、施設の稼働状況でございます。

まず、(1)柳泉園クリーンポートについてでございます。1月より引き続き実施しておりました3号炉の定期点検整備補修が3月に完了いたしました。

排ガス中のばい煙測定は、2月と3月については1号炉と2号炉、4月については2号炉と3号炉で実施しております。下水道放流水測定につきましては、毎月2回ずつ実施しております。

放射能関係の測定につきましては、焼却灰等と排ガス中の放射性物質濃度測定を毎月1回、敷地境界の空間放射線量測定を毎週1回行っております。これらの結果は12ページ

の表12-1から13ページの表12-3に記載してございます。

可燃ごみ内容物調査につきましては、2月に私車4台、3月に私車2台、4月に私車4台に対して実施しております。さらに、2月と3月には可燃ごみ中の混入不燃物調査として、関係市ごとに公車、私車を各1台、合計6台に対して実施しております。

なお、既に報告済みでございますが、4月23日にクリーンポートごみピット内にて火災が発生いたしました。すぐに消防機関及び警察機関に通報するとともに、自衛消防隊が放水銃により消火活動を行い、消防機関の到着前に消火に成功いたしました。消防機関及び警察機関の現場検証により、大量のマッチが発見され、これが発火の原因とされたことで火災断定となりました。なお、今回の火災による人的被害や設備の損傷はございませんでした。

続きまして、9ページの表7、柳泉園クリーンポート処理状況でございますが、クリーンポートで焼却しております可燃物等の焼却量は合計で1万6,978トンでございます。昨年同期と比較しまして、495トン、3.0%の増加となっております。

10ページの表8及び表9は、ばい煙とダイオキシン類の測定結果を記載してございます。それぞれ排出基準に適合いたしております。

表10につきましては、水銀濃度分析計による測定結果を記載しております。今期の検出はございませんでした。

11ページの表11は、下水道放流水の各種測定結果を記載してございます。こちらにつきましても排除基準に適合いたしております。

続きまして、13ページの(2)不燃・粗大ごみ処理施設でございます。今期はごみ投入クレーンの補修が2月に完了いたしました。また、3月にはバグフィルターの清掃を実施いたしました。

なお、既に報告済みではございますが、4月9日に不燃・粗大ごみ処理施設の破碎棟破碎機内で爆発事故が発生いたしました。この爆発による人的被害及び稼動に影響を与えるような施設の被害はございませんでした。消防機関による現場検証の結果、少量の燃え殻が発見され火災断定となりましたが、原因の特定には至りませんでした。

次に、表13、不燃・粗大ごみ処理施設処理状況でございますが、不燃ごみと粗大ごみの処理量は2,072トンで、昨年同期と比較しまして、10トン、0.5%の減少となっております。

続きまして、14ページ、(3)リサイクルセンターでございますが、今期は故障等も

なく、補修等も行っておりません。

次に、表14、リサイクルセンター資源化状況でございますが、資源化量は1,271ト
ンで、昨年同期と比較しまして、31トン、2.4%の減少となっております。

続きまして、3、最終処分場についてでございますが、焼却残渣は引き続き東京たま広
域資源循環組合、日の出町二ツ塚処分場内のエコセメント化施設に全量を搬出しており、
今期は2,288トンで、昨年同期と比較しまして、50トン、2.1%の減少となっております。

次に、15ページ、4、不燃物再利用状況についてでございますが、不燃・粗大ごみ処
理施設及びリサイクルセンターで発生いたしました不燃物や屑ガラスにつきましては、埋
立処分をせずに、ガス化溶融による燃料ガスや路盤材として再利用を行っております。ま
た、再利用の状況につきましては表16に記載のとおりでございます。

続きまして、し尿処理施設関係でございますが、今期のし尿の総搬入量は232キロリ
ットルで、昨年同期と比較しまして、6キロリットル、2.7%の増加となっております。
表17-1から16ページ、表17-3に搬入状況の詳細を記載してございます。

続きまして、17ページ、2、施設の稼働状況でございますが、今期は故障等もなく、
補修等も行っておりません。

次に、表18、し尿処理施設における下水道放流水測定結果につきましては、それぞれ
排除基準に適合いたしております。

続きまして、19ページ、施設管理関係、1、厚生施設についてでございますが、この
期は、テニスコートが人工芝化工事により3月19日まで使用中止とし、野球場は一般用
野球場の土壌入替え工事のため、一般野球場及び学童用野球場ともに2月26日まで使用
中止としておりました。

一方で、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のための緊急事態宣言の発令により、
1月8日から宣言が解除された3月21日まで屋内施設の運営時間を1時間短縮しており
ました。また、再び発令されました4月25日から屋内施設を、同月29日からは屋外施
設も臨時休業しておりました。

各施設の利用状況を昨年同期と比較しますと、野球場の利用回数は192回で、昨年同
期の61回に対して、131回、214.8%の増加。テニスコートの利用回数は772
回で、昨年同期の648回に対して、124回、19.1%の増加。会議室の利用時間は8
75時間で、昨年同期の354時間に対して、521時間、147.2%の増加。室内プ

ールの利用者数は1万491人で、昨年同期の4,546人に対して、5,945人、130.8%の増加。浴場施設の利用者数は1万8,575人で、昨年同期の1万345人に対して、8,230人、79.6%の増加。トレーニング室の利用者数は423人で、昨年同期の377人に対して、46人、12.1%の増加となっております。

詳細につきましては、表19-1から20ページの表19-3までに記載のとおりでございます。

また、各施設の使用料の収入状況につきましては、表20に記載のとおりでございます。

次に、21ページ、(3)施設の管理状況でございますが、室内プール及び浴場施設の水質測定結果を表21及び表22に記載してございます。いずれも水質基準以下で管理を行っております。

今回の行政報告の期間外のこととなりますが、御報告する事項が3点ほどございます。

1点目は、かねてより報告しておりました柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業に係る住民訴訟についてでございます。令和2年9月23日に東京高等裁判所において当方が勝訴する控訴審判決が言い渡されましたが、その後、原告らにより最高裁判所に対して控訴審判決を不服として上告をされておりました。この上告については、令和3年6月16日に最高裁判所第二小法廷により「本件上告を棄却する。本件を上告審として受理しない。上告費用及び申立て費用は上告人兼申立人らの負担とする。」との判断がされ、控訴審判決が確定いたしました。

2点目は、現在、清柳園焼却施設解体実施設計委託により地歴調査等を行っている清柳園の敷地内において、同調査の実施に際して、水銀入りのびん1本と薬品入りのびん8本が発見されました。柳泉園組合が放置したものではないため、不法投棄されたものと思われませんが、発見された場所がフェンス及び鋼板に囲われた内部であり、いつから放置されたかも定かでないため、東京都及び東村山警察署に相談をいたしました。所有者を特定することは非常に困難であるとの見解でございます。いずれにいたしましても、放置された土地の所有者として、法にのっとり、適正に処理をいたします。

3点目は、柳泉園組合から東京たま広域資源循環組合へ焼却灰を搬入している搬入車の物損事故についての報告でございます。

この事故は、令和3年4月5日に柳泉園組合が委託している業者の搬入車が青梅市の新町桜株交差点内で右折車線に停止中の乗用車の左ドアミラーに接触し、破損させたものでございます。

搬入車の運転手はすぐに警察に連絡し、事故処理を行いました。事故発生時が業務完了後の車庫への帰路途中であったため、作業中における事故ではないという誤った解釈により報告等を怠っていたため、6月16日に市民から東京たま広域資源循環組合に通報があったと聞き、初めて柳泉園組合として認識いたしました。

委託会社に確認したところ、事故が確認できたため、同社の同意の下、運転手及び会社の代表取締役に対しては、安全運転に係る各種講習会への参加及び柳泉園組合随意契約基準の規定に基づき、本来であれば本年度入札を行ったため2年間の随意契約を締結することが可能であったところでございますが、来年度も入札を行う処分を行うことといたしました。

いずれにいたしましても、協力企業も含め、車両を使用する際にはこれまでも交通安全を実践するように指導しておりますが、今後も引き続きこの指導を徹底させる所存でございます。

続きまして、令和3年第1回柳泉園組合議会臨時会の開催にあたり、職員の処分についての御報告でございます。

今回、識見監査委員の任期について令和2年11月28日に既に任期満了になっていることが発覚したことから、臨時会を開催し、識見を有する監査委員を選任したところでございます。この手続の失念の責任の所在は監査事務局内にあり、監査事務局書記長である総務課長及び事務局書記である総務課企画財務係長を、監査委員任期についての管理監督者としての適切な業務執行管理を怠ったとして、令和3年4月13日付で処分を行いました。当時の総務課長を1か月間、給料月額の100分の5を減給とし、総務課企画財務係長を訓告処分といたしました。また、全職員を対象にして公務員倫理研修を実施し、今後このようなことがないように、事務の引継ぎの徹底、情報の共有化を図り、再発防止に取り組んでまいります。

また、行政報告資料として提出いたしました「クリーンポート（焼却施設）の火災について」「不燃・粗大ごみ処理施設の爆発について」及び「一般廃棄物処理事業の会社分割に関する契約について」は、担当課長から説明をさせます。

以上、簡単ではございますが、行政報告とさせていただきます。

○技術課長（濱野和也） 続きまして、行政報告資料9ページ、「クリーンポート（焼却施設）の火災について」を御覧ください。

1番の発生日時、2番の発生場所ですが、令和3年4月23日（金曜日）の午前11時

5 3 分頃、柳泉園クリーンポートごみピット内で火災が発生しました。

3 番の経過報告については、11時53分頃に柳泉園クリーンポート中央制御室で火災警報が上がったため、直ちに運転員がごみクレーン室へ向かいごみピット内を確認したところ、ごみピット内から火災が発生しているのを確認したため、直ちに放水銃による初期消火を行うとともに、消防機関への通報を行いました。初期消火を行ったことで、消防機関が到着した際には火災も収まり、消防機関による消火活動は行われませんでした。

午後0時25分に鎮火を確認した後、ごみクレーンで燃焼箇所のごみをつかみ上げ、ごみホッパーフロアに広げて消防機関等による現場検証を行った結果、大量のマッチが発見され、収集車からごみピット内にごみが投入される際、擦れて出火し、紙製の箱に燃え移ったものとされ、火災断定となりました。

4 番の損傷状況につきましては、人的被害及び火災による建物への延焼、機器の損傷はなく、また午後からのごみの受入れにも影響はありませんでした。

5 番の防止対策としては、関係市に対し適切な分別収集を行うよう文書での依頼、関係市のホームページや市報への掲載依頼、事業系一般廃棄物搬入業者についても適切な分別収集の徹底と協力について通知するとともに、柳泉園組合でも「分別排出の協力」をホームページに掲載し、今後、柳泉園組合の広報紙にも掲載する予定となっております。

以上で報告を終わります。

○資源推進課長（横山雄一） それでは、行政報告資料の10ページを御覧ください。「不燃・粗大ごみ処理施設の爆発について」でございます。

4月9日の金曜日、午後2時50分頃、不燃・粗大ごみ処理施設破碎機内で爆発が発生いたしました。消防機関の現場検証の結果、爆発原因とされるものは発見されず、少量の燃え殻が発見されたことから、火災断定となっております。当組合といたしましては、スプレー缶やガスボンベが原因であると推測をしております。

この爆発による人的被害及び設備の損傷はなく、ごみの搬入にも影響はございませんでした。関係市には、適切な分別収集を文書で依頼し、市民の皆様に対しては分別の徹底の協力をホームページ等で周知を行っております。

今回の爆発で近隣住民の皆様及び関係者の皆様には御迷惑をおかけしたこと、大変申し訳なく思っております。今後も火災、爆発防止に努め、火災や爆発の原因となるスプレー缶、ガスボンベ及びリチウムイオン電池の対応については、関係市と連携し、引き続き協議をしてまいります。

○総務課長（米持謙） それでは、お手元の行政報告資料11ページを御覧ください。住友重機械エンバイロメント株式会社の一般廃棄物処理事業の会社分割に関する契約についてでございます。

こちらは、住友重機械エンバイロメント株式会社の一般廃棄物処理に関する事業を分割して、日鉄環境プラントソリューションズ株式会社へ継承する会社分割（吸収分割）についての通知となります。吸収分割契約については、12ページ以降に記載のとおりとなりますが、会社法第759条に基づき、令和3年7月1日より実施予定としたものでございます。継承する内容については、都市ごみ焼却、リサイクル設備の一般廃棄物処理施設の人材を含めた運転管理、補修及び新設工事に関して有する権利義務を継承するものでございます。

この吸収分割につきましては、分割会社（住友重機械エンバイロメント株式会社）から継承会社（日鉄環境プラントソリューションズ株式会社）に法律上当然に権利義務が継承されることから、当組合の承諾の有無は問われないものでございます。また、契約内容に関して何ら変更が生じておりませんので、議会の議決は不要との助言を顧問弁護士から受けております。我々も契約実務ハンドブックより確認をしているところでございます。

続きまして、18ページを御覧ください。社名変更のお知らせでございます。

日鉄環境プラントソリューションズ株式会社につきましても、令和3年7月1日付で会社法750条に基づき日鉄エネルギーサービス株式会社を吸収合併、いわゆる包括継承することで、新社名として日鉄環境エネルギーソリューション株式会社となります。事業統合につきましては、19ページから21ページに記載させていただいております。

続きまして、22ページを御覧ください。吸収分割効力発生日延期に関するお知らせでございます。

このたび、令和3年7月1日付で住友重機械エンバイロメント株式会社が日鉄環境エネルギーソリューション株式会社へ会社分割（吸収分割）をする予定でございましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策による度重なる緊急事態宣言等の影響で移行手続に時間を要しているとのことで、現在、会社分割の日程が延期されております。今後、実際に実行予定日が決まりましたら、住友重機械エンバイロメント株式会社と日鉄環境エネルギーソリューション株式会社との連名で通知報告されますので、その際には行政報告資料として報告させていただきます。

以上、一般廃棄物処理事業の会社分割に関する契約の報告となります。

○議長（鈴木たかし） 以上で行政報告が終わりました。

これより行政報告に対する質疑をお受けいたします。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

○3番（村山順次郎） 4点ほどお聞きしたいと思います。

3月31日に臨時会が開かれまして、監査委員の選任に関する問題についての一定の報告と特別職の方々の報酬に関する御提案もあって、そういう手続きがされたということを前提としてお聞きをしたいと思います。先ほどの御報告では、職員の方についての処分もあったということで、その上ですが、3月31日の管理者の発言の中で、再発防止という観点かと思えますけれども、事務引継ぎの徹底、情報の共有化ということで今後取り組まれていくことについての言及があったのですけれども、3月31日以降、この点について何らか具体化されて、実際手だてが取られたところがあるかと思いますが、どういうところが取り組まれているのか、具体的な御説明をいただければと思います。

2点目は、清柳園で不法投棄されたと思われる水銀が入っていると思われるびんが発見された、及びその他、内容は分かりませんが、薬品のびんと思われるものも8本発見されていると。平成29年ですから、2017年の11月にも類似の、全く同じではありませんが似たようなことがあって、この際にもやり取りが議会でされているところなのですね。

大前提としてこのような不法投棄、不法投棄と御説明があったので不法投棄と申し上げますが、不法投棄は、ともすれば犯罪でもあると思いますし、柳泉園組合としても大迷惑というものだろうということを前提としてお聞きするのですけれども、平成30年第1回定例会の際も、再発防止に関して、不法投棄禁止の看板の設置、防犯灯の設置、そういうことが具体的にもう既にされているという御答弁があって、その上で定期的な状況確認と、日常的には清瀬市に御協力をいただいて安全管理に努める、そういう御答弁だったのです。

先ほどの御説明によると、いつ不法投棄されたか分からないという御説明だったかと思うのですけれども、例えば、年に1回、そういう投棄がないかどうかの点検等をされていて、少なくともこれ以降、点検をしたこの日以降に投棄されたもの等の一定の頻度での状況確認、こういうものも今回のことを契機にあってもいいのではないかなと。御説明によれば、別の目的で業者の方と職員の方が敷地内に入って、多分土壌のサンプルを取られていたのだろうと思うのですけれども、その中で発見されたということかなと思うのですけれども、再発防止の観点、ここのところ、当時の答弁も踏まえた上で、今回、平成29年ですから2017年で、今が2021年ですから、この種のことに言っていると頻発して

いるというか、重ねて起こっているという認識でも間違いではないかなと思うので、3度目がないような手だて、対策がどう取られるのか、ここが一つですね。

水銀に関してもう一つ聞きたいのですけれども、柳泉園組合として水銀に関することで一番恐れるというか影響が大きいのは、やはり可燃物として柳泉園クリーンポートに投入されてしまうこと。仮にこれに気づかず、可燃物として収集されて一般廃棄物として柳泉園クリーンポートのごみピットに入ってしまうえば、そこから回収する手だてはないわけですから、このびんが1本入っただけで多分焼却炉停止ということになりかねない。

水銀含有の製品等の収集、回収については一定の手だてが関係市の協力もあって取られているものの、こういう形での薬びんに入った一定分量のある水銀というのが地域内に退蔵、死蔵されていて、これの処理に困っている方がもしかしたらいらっしゃるのかもしれない。こういうものに、当然柳泉園組合の敷地内に投棄されるのもすごく困りますし、柳泉園クリーンポートに投入されるのも困りますし、かといっていろいろなところに捨ててもらっても困る、適切に処理してもらわなければ困るというものだろうと思うのですが、仮に柳泉園組合に今回のような薬びんを持っている方がどう処理したらいいのか教えてほしいと、そういう御相談があった場合、従来の御答弁でいうと、関係市につないで、そこに対応してもらおうというのが基本的な対応だという御答弁なのですけれども、本件を踏まえて、柳泉園組合としても、こういう御相談が仮に匿名であった場合でも、適切にその機を逃さずに、その方が仮に関係市につないで再度電話してくれる保証というのは、多くの場合、それも期待するのですが、そうではないかもしれませんので、柳泉園組合としてもこうしてくださいという御案内、御説明ができるようにしていく必要があるのではないかなと思うのですが、このところを2点、お願いをしたいと思います。

指定管理者制度が導入されて、厚生施設での運用がスタートしております。私のほうから前回の定例会で、事前に、指定管理者制度による指定管理者の運営が始まる前にモニタリングシート等を公表してよりよい運営に資するように、こういう項目で点検をしていきますと、これを事業者のほうにも示して、その上で評価、点検をしていくと。評価する、評価されるという関係性上、公平、公正であることというのは非常に重要だと思うので、こういう項目でこういうふうに点検をしていきますと、こういうことを期待していますと。この多くは事業者選定の選定項目と重なるのだろうと思うのですけれども、このモニタリングシートは事前に公表されませんかということで質問をしたら、前回定例会の段階では、モニタリングはしていくと。ただ、関係市でやられているような指定管理者制度に

よる施設運営の際に行われている、東久留米市では行われているのですけれども、モニタリングシートの公表というのは、前回定例会の段階では整っていないということでありました。これは準備していくということでしたが、その後いかがかということでした。

最後に、契約案件のところでは不燃・粗大ごみ処理施設の耐震診断の契約のところは示されていまして、これはスケジュール、今年度の中で結果が得られるのだらうと思うのですが、結果がいつ頃得られて、それによって耐震性ありとなる場合と、耐震性なしとなる場合とがあると思うのですけれども、その対応のスケジュール感、ここのところが見込みがあれば御説明いただきたいと思っております。

○議長（鈴木たかし） 答弁を求めます。

○総務課長（米持謙） それでは、事務処理及び手続の今後の具体的な解決策について御答弁させていただきます。

このたびの事務の失態に鑑みまして、その後、全職員を対象にして公務員倫理研修を実施いたしました。また、事務引継ぎにつきましては、責任を持って書面にて引継ぎをするよう徹底しております。また、期日をもって行う業務や任期等の管理等につきましても、年間スケジュール管理及び月間スケジュール管理を行うことで職員全体で把握できるように情報の共有、また掲示をすることで再発防止に現在取り組んでおります。

○施設管理課長（濱田伸陽） 先ほどの水銀における防犯上の対策でございますが、先ほども村山議員が御説明されましたように、過去にはフェンスのところに水銀がありました。それは不法投棄という概念の中で対応させていただきまして、今回もまた水銀が、今度は鋼製フェンス、それよりもさらに中側に水銀の不法投棄ということで判断しておりますが、そういうものが発見されました。以前も同様にフェンスの外には看板を5か所、不法投棄をなされないような周知をしておりますし、また防犯灯といえますか、夜に人が出入りするようなことがあれば、ぱっと明かりがつくような体制を取っているというのは今も変わりませんけれども、さらに今後におきましては、定期的に我々職員が昼間に、週に一度は巡回をしているような状況でございます。

また、今後それ以上に対策としていろいろ考えていこうとは考えております。例えば防犯カメラを設置するだとか、その防犯カメラに設置警戒中の表示をするとか、そのようなことの対処をしたいと考えております。

次に、処理に困った人の、住民の方が困っているのだということでもどのように処理したらいいかという問合せですけれども、そういうことに関しましても柳泉園組合も積極的に

広報活動や、来ていただいた住民の方に関しましては、どのような仕組みの中で処理していくかということは説明していこうと考えております。

次に、モニタリングのことです。指定管理者に対するモニタリングにつきましては、現在、マニュアル策定と並行しながら、施設管理課職員により事業運営が適正に実施されているか監視しております。評価者のモニタリングによる評価は、年度が完結した時点で、事業の遂行状況、利用者の集計、収支状況並びに指定管理者の自己評価等を踏まえた上で評価していくこととなりますので、上半期までにモニタリングマニュアルの策定を終え、11月に開催される定例会にお示ししたいと考えております。

○技術課長（濱野和也） 水銀に関してですが、水銀含有物ではなく生の水銀ですね。それをもしお持ちになりたいという方が出る。基本的には柳泉園組合にはそのようなもの持込みはないと考えてはいるのですが、ただ可能性としてはゼロとは言えないと思います。ですので、そのような場合は関係市とも協議し、水銀含有物に関しましては北海道にあります野村興産株式会社イトムカ鉱業所のほうへ搬出しておりますので、そちらとも協議して対応を考えていきたいと、そのように思っております。

○資源推進課長（横山雄一） それでは、耐震診断のスケジュールについてでございます。

こちらの委託に関しましては、4月1日に契約を締結しております。契約期間は10月1日までとなっております。現在、各種調査を実施しているところでございます。

なお、8月中旬には耐震補強が必要だった場合にはその概算費用が提出される予定となっております。こちらの委託の耐震診断結果を踏まえまして費用や更新時期等を考慮し、当組合内で対応を協議したいと考えているところでございます。

○3番（村山順次郎） まず、事務引継ぎ等の再発防止対策については適切に取り組んでいただきたいと。当然のことながら、監査委員の選任に関わる議案の提出を適切なタイミングで行うというだけではなくて、今ここでどういうことに注意すべきかは列挙できませんけれども、全般にわたって再発がないように留意していただきたいということだけ申し上げておきたいと思っております。

水銀のところですけども、清柳園についてはもう職員の皆さんが定期的に点検をされている、足を運んでいただいていると。ここは一つ安心材料かなとは思っています。

一方で、この清柳園の敷地内、前回も一応御説明上は敷地内という御説明があったので、そうかなと思っているのですけれども、敷地内に水銀が入っている薬びんが持ち込まれるという不法投棄されるということは、周辺の皆さんからしても非常に不安ですし、仮に

今回のように発見されず、例えば重機のようなものでびんを破損してしまうみたいな事態になってしまったら、柳泉園組合としても非常に大きな被害が生じ得る話だろうと思います。その面ではやはりもう一段の再発防止対策のところ、もう既に手だてを取られているところも十分あるかと思いますが、ここは工夫をしていていただきたいと思います。防犯カメラの設置というのも一案かなと思います。

モニタリングに関しては今年度中に、11月の定例会のところまでにはということで御説明がありましたので、それはそれで待ちたいと思います。次年度以降はそれを基に年度初めからモニタリングをしていくということになるだろうと思いますので、そこはそれで期待をしたいと思います。

耐震化に関しても8月ということで、非常に議会のスケジュール上は微妙なタイミングかなと。次回の定例会の段階では、耐震性あり、耐震性なしというのは御説明、情報提供いただくのは可能でしょうか。その点だけ確認させてください。

○資源推進課長（横山雄一） それでは、診断結果についてでございます。

8月中旬頃には出ると予定をしておりますので、出た段階で柳泉園組合内で協議し、第3回定例会に間に合えば御報告させていただきます。

○議長（鈴木たかし） よろしいですか。

○3番（村山順次郎） はい。

○4番（後藤ゆう子） それでは、主に厚生施設のことについてお尋ねいたします。

今も指定管理者制度のお話が出ていたのですけれども、4月1日から指定管理者による運営が始まったのに、4月に緊急事態宣言が出て施設が閉まったりで、指定管理者には大変な船出だなと思っているのですけれども、休業補償といいますか、これだけ4月25日から、それから解除されるまでが延びたり、今また感染が拡大している中、また施設を閉じなければいけないときが来るかもしれないというところで休業補償のようなものを考えているのか、もしくは予定したイベントのようなものが、指定管理者が予定していた事業ができなくなることによって指定管理料が少し下がるのかといった、指定管理料と休業補償のようなものの考え方というのをお聞かせいただきたいのと、もう一つは今の現状ですね。6月25日に解除されて、報道なんかではスーパー銭湯とかとてもにぎわっているというような報道があったのですけれども、施設の状況をお聞かせいただきたいと思います。

○施設管理課長（濱田伸陽） お答えします。

先ほどの補償につきましては、指定管理者との基本協定書には不可抗力という規定がご

ございます。また、年度協定には、令和3年度の新型コロナウイルス感染症に起因して、指定管理者に損失または増加費用が発生した場合は、その内容の詳細を記載した書面をもって柳泉園組合に報告するとあります。柳泉園組合はその報告を受けた場合、損失等の状況を確認した上で指定管理者と協議して柳泉園組合が負担すべき損失を補償し、または増加費用を負担するものとするという規定がございますので、それに基づきまして対応したいと考えております。

続きまして、今、コロナ禍の影響の中での事業運営がどのような動向であるかという御質問だと思います。現在もコロナ禍の中、指定管理者による事業運営が4月下旬頃から屋内施設の休業となりまして、屋内施設の運営においては大変苦慮している状況がありました。ただ、6月から時短営業などの措置が取られ、時短営業開始時点では利用者も少なかったのですが、徐々に利用者も増加傾向にございます。感染対策を徹底しながら、7月からは水泳教室やヨガ、フラダンスなどのスポーツ教室も開催していくこととなっております。直営の際になかったイベント等も少しずつ開催をしていきながら、利用拡大を図っていくように努めている状況でございます。

○4番（後藤ゆう子） 分かりました。新型コロナウイルス感染症が流行しているときに協定を締結していたので、そういうリスクについても検討されているということが分かりましたので、市民にとっては厚生施設が皆様に喜ばれるような施設になってほしいというのがありますので、どうか連絡を密に、同じ敷地内なのでいろいろな連絡等は密にできると思っています。あと、国や都の補償制度も、指定管理者のほうが実は柳泉園組合よりもそのような制度は詳しいのかもしれないのですけれども、そういうものの活用など、今の経営状況なども話し合いながら運営していただきたいと思います。

○議長（鈴木たかし） 要望でよろしいですか。

○4番（後藤ゆう子） はい。

○議長（鈴木たかし） ここで、室内換気のために暫時休憩をいたします。

午前11時04分 休憩

午前11時11分 再開

○議長（鈴木たかし） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

それでは、ほかに質疑はございませんか。

○9番（佐々木あつ子） よろしく願いいたします。

まず、19ページの厚生施設の利用状況ですけれども、野球場の利用回数、テニスコート、会議室等の状況の御報告がありました。かなりのパーセンテージが高い、前年度の同期と比較するということですが、考えるとところによると、去年は新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のための緊急事態宣言の第1回目はかなり厳しい自粛があって、今回と比べると100%、大変高い利用率になっていると、そういう見方でいいのか。この数字の高さはどのように分析をされているのか、またこういう傾向が今後も続くのか、お聞きしたいと思います。

二つ目は、この3か月の期間に柳泉園クリーンポットの火災、それから不燃・粗大ごみ処理施設での爆発があって、大変な御苦勞をされていらっしゃると思いました。同時に、こういう事故や火災の場合の周辺の住民の方への共有していただくためにお知らせをするということがあっていいのかなと思うのですが、その点については柳泉園組合としてはもうやっておられるかと思えますけれども、改めてどのように対応していらっしゃるのか、お聞きしたいと思います。

○施設管理課長（濱田伸陽） 先ほどのコロナ禍の影響の中での利用状況でございますが、昨年同期も緊急事態宣言により休業期間がございまして、この休業期間ですが、屋内施設においては60日間、屋外施設においては23日間を臨時休業しておりました。ただし、今期は屋内施設が6日間のみ臨時休業と時短営業が49日間であり、屋外施設が2日間の休業であったため、今期は営業日数が昨年よりも大幅に多かったことから、その分の利用者が増えている状況でございます。

○総務課長（米持譲） 火災、爆発等の際の周辺住民への周知について御答弁させていただきます。

現在、火災、爆発等があった場合に、直ちに現場確認後、消防機関に連絡します。その後、まず、議員の皆様へ、第一報の連絡をメールで差し上げております。同時に、周辺自治会の方々に連絡を差し上げている状況でございます。連絡した際には、いつもねぎらいの言葉を逆にいただいているような状況でございます。

○9番（佐々木あつ子） 火災については大事に至らなかったという範囲だと思いますけれども、例えばマッチ箱を廃棄する場合に、こういうことの再発防止を考えていかなければいけないかと思うのですが、水に十分に浸してということ、あえてそれを広報誌などに載せるのかどうかというのがありますけれども、それは関係市にこういうことがあった、こういう場合はこういうふうな廃棄してほしい、こういうふうにしてほしいとい

うことは、その都度、起きた火災についてはそのようなことを関係市には柳泉園組合からお話をされるのでしょうか。その辺も教えていただきたいと思います。

○技術課長（濱野和也） 今回のマッチのようなものに関しましては、火災発生後、先ほど総務課長が言ったとおり、情報提供を関係市にも行ってございまして、関係市に対しましては関係市のホームページや市報に記事を掲載して、市民の方々には周知していただくようになっています。同時に、柳泉園組合のホームページ及びりゅうせんえんニュースにも掲載して周知をしているところでございます。

なお、このようなことが今後起こらないとも限りませんが、今後もまた関係市とは協議しながら防止策に努めていきたいと考えております。

○議長（鈴木たかし） よろしいですか。ほかに質疑ございますか。

○2番（沢田孝康） よろしく願いいたします。

まず、行政報告の3ページのところで、可燃ごみについて小平・村山・大和衛生組合の受入れがスタートしていると思うのですが、この受入れによって当然歳入増になりますよね。この増の部分について恐らく清柳園の解体の費用として充てるということになっているのかなと思うのですね。それで、私も総務課長にお願いして、この解体のロードマップを頂戴したのですね。この概算費用が約6億円になっているのです。令和2年から令和5年までの4年間で総額6億円という概算になってございまして、この可燃ごみの受入れの収入、歳入がそれに充てられるのかなと思うのですが、この受入れのごみ処理手数料の歳入合計とこの解体費用が一致しているということかということかということかということかということかですね。

あともう一つは、可燃ごみを受け入れることによって、当然、炉を使わなければいけないですよ。私が今まで認識していたのが3炉あって、ごみの量にもよると思うのですが、大体2炉稼動していて、1炉は定期点検ということで動かしてきたのではないかなという認識があって、現在はどういう状況になっているのかということをお聞きしたいと思います。

それと、先ほど説明の中でおっしゃったかもしれませんが、15ページのところで不燃物再利用状況の表16があるのですが、屑ガラスについては溶かしてということですよ。これ、2月、3月がゼロになっていて、4月が8,260キログラムということになっているのですが、この2月、3月はそういう処理を行わなかったのか、要は定期的に月を決めて行っているのかということについてお伺いしたいと思います。

○議長（鈴木たかし） 答弁を求めます。

○総務課長（米持謙） それでは、小平・村山・大和衛生組合の広域支援における可燃ごみの受入れについて、まず収入に対して、清柳園解体事業基金との収入一致があるかどうかということについて御答弁させていただきます。こちらは、小平・村山・大和衛生組合からの受託収入を一定見込んではい入るのですが、それとは別に、決算剰余金を見込んだ上でロードマップでは6億円を算定しているという状況でございます。

○技術課長（濱野和也） 柳泉園クリーンポートの焼却炉の運転稼働状況ですが、確かに議員が言われるように3炉ございまして、そのうち現在2炉運転しております。現状では可燃ごみの搬入量というのが減っている部分もありますので2炉。随時2炉。1炉になるということはまずないのですけれども、ただここに来て、実際に現場のほうで、毎朝朝礼を行っているのですが、ごみの量が少ないというような報告を受けています。ですから現状では2炉。その2炉を、では1炉はどうするのかといいますと、それはローテーションで年間3炉、必ず動かすようにしています。そうしませんと、やはり使わないでずっと置いておくというのも設備的にもよくございませぬので、現状では2炉の運転を行っているということでございます。

○資源推進課長（横山雄一） それでは、屑ガラスの搬出状況についてでございます。

こちらにつきましては、毎月の搬出はございませぬで、一定程度たまった段階で搬出をしている状況でございます。

○2番（沢田孝康） まず、解体の費用についてですけれども、それも一部に含まれているということは分かりましたけれども、決算剰余金については、令和2年は3,500万円ですかね。令和3年から5年については毎年4,000万円ということで、総額で1億5,500万円ということになっていますよね。ですから、この決算剰余金については確実にこの決算剰余金のうちからこの金額を入れていくということなわけですよね。でも、例えば先ほど答弁がありましたようにごみの量が減っているということになると、果たしてこの決算剰余金が計画どおりにいくかどうかということも想定はしなければいけないのかなと思うのです。そのときに関係市の負担金の話に当然なってくると思うのですよね。

ですから、想定どおりいけば当然いいのでしょうけれども、その辺りは、これは毎年のことなので、ここは注視をしてもらいたいなど。そのときに負担金と併せて関係市の管理者に当然報告をし、私たちのそれぞれの議会で当然議案として審査をされるわけですからね。その辺りの情報についても私たちのほうにいただけるようお願いしたいと思います。

あと、屑ガラスについては定期的にやっているということですね。

先ほどの炉の稼働状況ですけれども、現在2炉で行っているということで、例えば減っていて受入れがあってということでプラスマイナスで、プラスになっているのか、それとも減っているのかよく分からないですけれども、受け入れることによって、例えばごみの量が減っていなければ、当然3炉稼働しなければいけないという時期が来る可能性がありますよね。それと同時に、稼働することによって、高温で焼却するわけですから当然、中も傷むわけで、受け入れることによる収入と、あとはやはり定期点検の頻度が逆に、例えば炉が傷むことによって定期点検の回数が増えるということが万が一起こったときに、当然その分の費用がかさんでくるわけですよ。なので、皆さん専門家ですので、その辺りは当然それを見込んだ上で、最終的にごみの受入れということ判断したわけですから私は一定理解するのですけれども、そのようなことも含めて今後の受入れの年度についてはしっかりやってもらいたいと思います。これは要望しておきたいと思います。

○議長（鈴木たかし） ほかにございませんか。

○8番（小西みか） 何点かお聞きしたいと思います。

まず、行政報告1ページですけれども、事務の状況の中で、地球温暖化対策推進検討委員会というのが何回か開かれているようです。具体的に何を進めていくのかというのはなかなか難しいことではないかなと思うところですが、どのようなことが検討されているのかを少し御紹介いただけたらと思います。

それと、先ほどの指定管理者制度の話ですけれども、損失や増加費用が生じた場合には補償されるというような協定になっているという御説明だったと思うのですが、例えば稼働しなかったことによって逆に、稼働するからこの指定管理料を払いますという計算がされているということだと思うのですけれども、それがもちろん費用とかということで発生するものもある一方で、発生しないものも当然に稼働しないことによって出てくると考えたときには、指定管理料としてこちらが払う金額にも影響があるのではないと思うわけですが、それは例えば稼働しないことによって減額されるというようなこともあり得るのでしょうか。

それと、指定管理者制度の管理の仕方という点ですけれども、先ほどの御説明ですと、決算が終わってから年度として見るというような、そんな御説明だったと受け止めたのですが、恐らく企業さんのほうが、例えば四半期ごとに現状どうなっているのかということ管理するということが、もう当然のように行われていると思うのですけれども、行政との協定では大体年度ごとということになっているのが一般的ということで、少しそこが違

うということはあると思いますが、むしろ企業のほうからしてみたら、もう少し密にということでしょうか、1年という単位ではなくて四半期ごととかという形での、例えば予算の見直しですとか、特に今回のようなコロナ禍の状況の中では、稼働の状況というものもそのときによって結構違ってくるといような、割と変動の大きい年度なのかなと思ったときに、そうした予算の見直しというようなところも、もう少し短いスパンでやっていただいたほうが、よりお互いの信頼関係とか、あとは管理する、管理されるというよりは、一緒に運営していくというようなところにもつながっていくのではないかと思いますので、そうした点についての考え方というのはどのようなことになっているのか、伺いたいと思います。

あと、不燃ごみとプラスチック類の分析調査、組成調査というのが行政報告資料の5ページにありますけれども、当然にどのような組成や割合ということ調べていくというのは、年度の経過を見る中でとても今後のごみ行政というか、柳泉園組合としての運営ですとか、施設をどういう規模でつくっていくのかということについても大変重要な調査ということなのだと思いますけれども、例えばそれ以外に使い道というのでしょうか、このデータを生かしていくということが何か考えられるのであれば御紹介いただければと思います。

○技術課長（濱野和也） それでは、まず1点目の地球温暖化対策推進検討委員会についてでございます。

こちらの委員会は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条の規定に基づき地方公共団体において温室効果ガスの排出量の削減のための措置に関する計画の策定が義務づけられているものでございます。

なお、計画の期間につきましては令和3年度から7年度までとなっております。

○施設管理課長（濱田伸陽） 先ほどの補償のさらに詳細な質問をいただきまして、4月以降も緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置により臨時休業や時短営業を行っています。この影響で、収入面では、指定管理料を設定した際の利用料金収入よりも収入が落ち込んでいる状況です。また、支出面では、当然ながら臨時休業により支出しなかった金額も出てくると思います。そのようなこともありまして、また公的な協力金等も積極的に申請手続するよう柳泉園組合では指定管理者へ伝えております。これにより収支を確認しながら、柳泉園組合における補償が必要なのか否か判断したいと考えております。

次に、モニタリングの評価の方法ですけれども、現時点の対応でございますが、日々の業務における業務日報及び月ごとに事業報告書を提出させ、利用者アンケートに対する管

理業務反映状況の確認等を行い、また、月に一度指定管理者との定例会議により現場からの報告を受け、仕様書に基づく適正な運営管理が行われているのかを施設管理課職員により監視している状況でございます。その監視している内容については、年度が完結した時点に対するモニタリングにより評価に反映させていただくような考えで今策定を進めている状況でございます。

○資源推進課長（横山雄一） それでは、不燃物の分析調査委託についてでございます。

こちらのまず委託内容の1番に記載されておりますのが、収集車を展開調査するものでございます。こちらにつきましては、議員おっしゃるとおり、分別状況を把握して、分別排出の推進や対策、または一般廃棄物処理基本計画などの策定の基礎データなどに活用しているところでございます。

2番につきましては、不燃物である硬質系プラスチック類の組成になります。こちらは東京たま広域資源循環組合から提出を義務づけられているものでございます。

3番につきましては、作業環境測定業務でございます。こちらは労働安全衛生法第65条第2項に規定する作業環境測定基準に基づいた測定になっております。

○8番（小西みか） ありがとうございます。

まず、地球温暖化対策推進検討委員会は法的根拠に基づいて設置されているということで、CO₂の削減を全体として目指していかなければいけないというのはこれは当然のことだとは思いますが、では具体的にどんなことを検討していくのかというところが、それぞれの足元でどういうふうに進めていくのかというところが一番大事なことなのではないかなと思うのですけれども、では何をやったらいいのだというところはなかなか難しいという側面はあるなと思っています。ただ、せっかくやるということであれば、どんなことが具体化していけるのかということを少し詰めていく必要は当然にあるのではないかと思いますので、その辺がどんなことが検討される予定なのかというところをもう少し教えていただけたらと思います。

それと、指定管理のことにつきましては、月ごとに指定管理事業者さんと話をして、大体状況は把握していらっしゃる。ただ、いつも指定管理者さんのお付き合いの中で感じますが、業務の内容については協定書を結んでいるわけですから、その中での業務がきちんとできているのかというところはそれなりに管理されているなどは感じております。ただ、予算管理というところが結構大まかなような気がしておりまして、その辺は市などでも担当課が管理できる状況になっているのかというところすら少し疑問を持つような感

じを若干受けたりしております。ですので、そうした予算面の管理というところを、もし月々にそうした打合せをしているということであれば、こんなことがこれから足りないという状況なのだというようなところも含めて、調整をしながら進めていくということが可能なのではないかなと思いますので、そうした考え方についてもう少し伺えればなと思います。

あと、不燃ごみと粗大ごみの調査につきましては、東京たま広域資源循環組合から粗大ごみと不燃ごみについてはそうした提供を要請されているということでの調査が含まれているということで、ここだけではなくて、やはり全体としてこれからプラスチック類がまたコロナ禍でどんどん増えていることであったり、また高齢化が進んで人口減少社会ということは、それぞれが持っている、家にたくさん捨てなければいけないものがある、これからどんどん処理されてくるということを踏まえなければいけないということなのだろうとも思います。ですので、すぐにこれをどうするというにはならないとは思いますが、私たちがそもそもごみになるようなものは買わないというか、大分長い、長期的な視点ということではあると思いますけれども、大量消費社会というのはやはり違うよねという方向に進めていけるような、そういうデータということでも使えていけたらいいのかなというふうに、東京たま広域資源循環組合にもデータを提供しているということであれば、そんな視点もぜひ付け加えていただけたらなと要望させていただきます。

○技術課長（濱野和也） 地球温暖化対策推進検討委員会の中では例えばどのような取組を行うのかというということに関してですが、まず電気あるいは水道使用量、そのようなものを低減させる。あと、燃料等のガソリン及び軽油使用量の低減、そのようなものがございまして。あと、これは課題的なものになるのですが、例えば電気自動車の採用とか、照明におきましてもLED電灯、そちらのほうの入替え等を考えているところでございます。

○施設管理課長（濱田伸陽） 先ほどの指定管理制度における予算執行の管理でございますが、我々としてもモニタリングの評価項目の中に収支予算書の範囲内で適切に予算を執行しているかという評価項目を掲げております。したがって、この評価項目を現段階においても指定管理者にも共有させていただいておりますので、その辺をきちんとモニタリングの中でもしっかり対応していきたいと考えております。

○8番（小西みか） まず、地球温暖化対策推進検討委員会の件ですけれども、これは柳泉園組合として、一つの事業所としてどういうふうに進めていくのかということで今検討がされているということ。それぞれの自治体でもこれが検討されていると思うのですけれ

ども、ごみ処理を行っている事業体だからこそ言えることというのものもあるのかなとも思いますので、ぜひこの事業所としてどうしていくかということに加えて、そうした提言というのでしょうか、できるような内容についてもぜひ今後踏み込んで検討していただければと要望させていただきます。

あと、指定管理者制度の予算管理のことですけれども、全体の予算の中で執行ができていけばいいというか、管理できていけばいいというような、それは考え方としては一つあると思うのですが、やはり予算は基本積算だと思っていて、何にどれだけ使いたいというのを積み上げた中でのトータルの予算ということだと思っております。ですので、どんなことに使っているのかというところまで管理しないと、実は前にほかの指定管理者のところを見たときに、トータルの予算ははみ出ていなかったのです。でも、中身を見たら、例えば人件費に使うべきものとして計上されたものがほかの、例えば代わりになるとは思えないのですけれども、何か備品を買っていたりとかということもありまして、ですので総額で見ればいいということではなく、その目的を達成するためにはこういうものが必要なのだ、だからそれによって予算がこういう予算になる、だからトータルでこういう予算なのだということで協定を締結していると私は思っているのです、その中身の使い方が当初の計画ともし違うということになるのであれば、そこはなぜ違ったのか。そこを、予算を振り替えることによって、当初の目的が達成できるということがもしあるのであれば、それは適正な組替えというか、予算の変更ということになるのだと思っておりますけれども、やはりそういう一つ一つの項目というのでしょうか、せめて何とか費、例えば人件費とか備品費とか、そういう科目単位ぐらいはきちんと確認をしてほしいなともいつも思っています、その辺りまで踏み込んだ予算の管理というのがなかなかされにくいのではないかなとも思っているところなので、ぜひそうした管理というか、お互いにそれはやり取りして、よりよく事業を進めていくという中の一環だと思いますので、ぜひそんな管理の仕方をしていただければと、これは要望させていただきます。

○6番（遠藤源太郎） 今、地球温暖化対策推進検討委員会のお話がありましたけれども、可燃ごみの中に剪定枝がどのくらい含まれているのかという、このことがこの表の中では分からないわけです。私は地元の議会の中でも剪定枝のチップ化とか堆肥化という、まさに資源循環に結びつけられるようなことをしていくべきではないかと、そのようなごみになるものをなるべく予算をつけてもそういうふうにしてほしいと思っているわけですが、この中で柳泉園組合に剪定枝がどのくらい持ち込まれているのか、その辺りのことをお聞

かせいただければと思います。

それから、先ほど焼却炉のことで、2つ使って1つは休ませているということですが、一般的に道具というのは使っているほうが延命、長く使えるとか、家でも住んでいないところは早く朽ちていくというような、そういった見方もあるわけですが、この3つあるうちの使い方、ローテーションで使っているということですが、休ませている時間も当然必要なわけですが、使う、使わないでこういう機械は寿命がどう違うのか、その辺りのことを少しお聞かせいただきたいです。

○技術課長（濱野和也） まず1点目の可燃ごみの中に含まれます剪定枝の関係ですが、組成分析等のそのようなものくらい入っているかという調査がありますので、そちらのほうの情報を次回に御用意できたらと思っております。

剪定枝に関しましては、例えば市民の方の持込み、お庭で枝とかを切って持ち込みたい、あるいは関係市のシルバー人材センターの方が切った枝をトラックに載せて持ってくるというような形でお持ち込みになっているのが現状でございます。データのほうは今手元ございませんので、大変申し訳ございません。

それと、2点目の焼却炉に関してですが、3炉ございます。1年間を通して3炉同時に運転することもございますが、基本的には現状2炉での運転になっております。その中で、1号炉、2号炉、3号炉とございまして、それぞれの炉におきましては年に1回必ずオーバーホール、定期点検整備補修を行いまして、修繕等を行っています。一番大事なのが焼却炉、要はごみを燃やす際に炉内の耐火レンガがあるのですが、その耐火レンガが燃焼状態によっては破損が激しい場合と激しくない場合がございますので、そのような意味も踏まえますと、そのようなものを加味した上でローテーションということで年間の運転計画を立てて対応しているところでございます。

○6番（遠藤源太郎） 焼却炉のコントロールにつきましては専門的な知識があるわけではございませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

剪定枝のことですが、次回にどのくらいあるものなのかお知らせをいただければと思うのですが、この地球温暖化対策推進検討委員会でぜひ検討していただきたいと思うわけです。柳泉園組合というのは関係市から言われたことをやっていくということがイメージ的にあるわけですが、例えば柳泉園組合のほうから、管理者にも少しお聞きしたいのですが、剪定枝は関係市で資源化、剪定枝をチップ化、堆肥化して、もっと土に返そうよとか、このような考え方を関係市に働きかけるとか、このようなこと

をお考えになったこと、あるいはそういう検討をこれからされていくとか、そのようなことはありませんでしょうか。お聞かせをいただければと思います。

○助役（鹿島宗男） 管理者に御質問ということなのですが、今、関係市とは事務連絡協議会という会議が設置されておりまして、それぞれが今おっしゃっていたような、例えば剪定枝が入った場合にどうするかということに関係市と協議をしながら進めているところでございます。もしそういう今回御提案いただいたようなことが関係市で協議できるような内容として柳泉園組合から関係市に提案をして、どういう形で進めるべきかということに関係市と協議しながら、今回の処理について少し検討させていただきたいと思えます。

○6番（遠藤源太郎） ぜひその検討の中に加えていただきまして、やはり目に見えてできることのひとつだと思うのですね。車を電気自動車にするとか。その電気を起こすのはやはり何かを燃してつくったりしている、太陽光でももちろんできるかもしれませんが、そのようなことで何かの事象によって電気を発電するということになって、それを充電しているということになるのでしょうか。私、剪定枝のチップ化、堆肥化というのは、本当に資源循環型のものとしてはこのような施設から逆提案をしていくということも大変重要なことになるのではないかなと思いますので、ぜひ検討の中に加えていただければということをお願い申し上げまして、私の質問は終わらせていただきます。

○議長（鈴木たかし） ほかにございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木たかし） 以上をもって行政報告に対する質疑を終結いたします。

ここで、副管理者の渋谷金太郎清瀬市長は公務のため中座をされますので、御理解ください。

○議長（鈴木たかし） 「日程第10、議案第11号、柳泉園組合監査委員の選任について」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、2番、沢田孝康議員の退席を求めます。

〔2番 沢田孝康議員退席〕

○議長（鈴木たかし） それでは、提案理由の説明を求めます。

○管理者（並木克巳） 議案第11号、柳泉園組合監査委員の選任についての提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、柳泉園組合同規約第13条の規定によりまして、議員のうちから選任する監査委員について東久留米市議会選出の沢田孝康議員を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定によりまして議会の同意をお願い申し上げるものでございます。

御審議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木たかし） 以上で提案理由の説明が終わりました。

本件は人事案件ですので、質疑及び討論を省略し、採決をいたします。

議案第11号、柳泉園組合監査委員の選任についてを採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木たかし） 挙手全員であります。よって、議案第11号、柳泉園組合監査委員の選任については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

午前11時49分 休憩

午前11時50分 再開

○議長（鈴木たかし） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ここで、柳泉園組合監査委員に選任されました沢田孝康監査委員に御挨拶をお願いいたします。

○2番（沢田孝康） ただいま選任をしていただきました沢田孝康でございます。しっかりとした監査を行ってまいりたいと思いますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木たかし） ありがとうございます。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。

午前11時50分 休憩

午前11時56分 再開

○議長（鈴木たかし） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

先ほどの答弁で発言内容の修正について発言の申出がございましたので、濱野技術課長の答弁を許します。

○技術課長（濱野和也） 先ほど遠藤議員から剪定枝の関係で、どのくらいの割合が持ち込まれているのかということで御質問がございました。資料のほうがございましたの

で、ここで御答弁させていただきます。

柳泉園組合では事務報告書というものを毎年作成しております、その中に物理組成ということで、可燃物関係で測定項目の中に木、草という名称で実施しております。大変申し訳ございません、枝だけというのは数字的には把握しておりませんので、木、草という表現をさせていただきますと、令和元年度におきましては8.4%になっております。8.4%が令和元年度の数字ということになっています。それ以前につきましては大体7%から9%ぐらいが過去3年間においては数字としては出ております。

○議長（鈴木たかし） 答弁の追加でございました。

○議長（鈴木たかし） 「日程第11、廃棄物等処理問題特別委員会報告」を行います。
委員長の報告を求めます。

○委員長（小林たつや） 廃棄物等処理問題特別委員会の報告をいたします。

まず、「日程第1、委員席の指定」を行いました。

次に、「日程第2、委員長の互選」を行い、私が委員長に当選いたしました。

最後に、「日程第3、副委員長の互選」を行い、村山順次郎委員が副委員長に当選いたしました。

なお、陳情等の審査案件はございませんでした。

以上で廃棄物等処理問題特別委員会の報告を終わります。どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長（鈴木たかし） 小林委員長、ありがとうございました。

ここで、職員に議員番号表、特別委員会委員名簿、議員名簿及び特別職名簿を配付させます。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これにて令和3年第2回柳泉園組合議会定例会を閉会といたします。

午前11時59分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳泉園組合議会議長 鈴木 たかし

議 員 小 西 み か

議 員 佐々木 あつ子